

10月の「里親月間」について

こども家庭庁では、家庭と同様の環境における養育の推進を進めており、地方公共団体、児童福祉施設、里親支援機関及び里親会等の関係機関並びに関係団体との協力を得ながら、里親制度の普及及び里親等委託の推進に向けて全国的な運動を展開します。

毎年10月を「里親月間」と位置づけ、里親制度に関する普及啓発等を重点的に行うことで、制度に対する理解を進めるとともに、里親等への委託の一層の推進を図ることとしています。

今年度の取組内容につきましては、以下のホームページをご参照ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/satooya-gekkkan/>

(参考) 里親制度とは

里親制度は、様々な事情で自分の家族と暮らせない子どもたちを、豊かな愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。

家庭での生活を通じて、こどもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、こどもを健やかに育てます。

様々な事情により家庭での養育が困難になった又は受けられなくなったこどものうち、約8,200人が里親家庭やファミリーホーム(※)で生活しています。

(※) 養育者の家庭に5～6人のこどもを迎え入れて養育を行う家庭養護の形態。